

平成30年12月21日

事務連絡

公益社団法人日本バス協会

船戸常務理事 殿

国土交通省自動車局旅客課

乗合バス班長

消費税率引き上げに係る乗合バス運賃等への転嫁について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務局あて通知しましたので、その旨了知頂きますようお願いいたします。

別紙

平成30年12月21日

事務連絡

各地方運輸局自動車交通部旅客（第一）課長 殿

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

自動車局旅客課

乗合バス班長

消費税率引き上げに係る乗合バス運賃等への転嫁について

平成31年10月から実施が予定されている消費税率の引き上げに関して、政府としての各公共料金に共通する基本的な考え方（以下「政府の考え方」という。）が未だ示されず、乗合バス運賃等への転嫁の処理方針を提示できない状況にありますが、各乗合バス事業者からは、当該消費税率引き上げに伴う乗合バス運賃等への適切な転嫁の準備のため、処理方針の早期提示について要望がなされているところです。

また、ICカード1円単位運賃を導入している事業者からは、ICカード1円単位運賃と現金運賃が併存する区間の現金運賃の端数処理についても早期提示の要望がなされております。

こうした状況を踏まえ、今般の消費税率引き上げについても、前回平成26年の税率引き上げ時の考え方とは大きな違いが生じないものと仮定し、乗合バス事業者においては、前回平成26年の税率引き上げ時の処理方針（平成25年10月29日付け国自旅第268号旅客課長通達）を参考に可能な範囲で事前の準備を進めて頂くよう管内事業者への連絡をお願いいたします。

また、ICカード1円単位運賃を導入している事業者においては、現金の端数処理について、四捨五入を基本としつつ、ICカード運賃が現金運賃より高くなならないよう現金運賃を「切り上げ」とすることを前提に事前の準備を進めて頂くよう連絡をお願いいたします。

なお、今後、政府の考え方が示された際には、改めて今般の消費税率引き上げ分の転嫁に係る処理方針を提示する予定であることを申し添えます。